

令和6年度版

集団回収のてびき

～集団回収助成金制度～



木更津市

環境部資源循環推進課



目 次

1. 集団回収とは？	1
2. 集団回収をはじめよう！	3
3. 集団回収を上手に続けていくヒント	5
4. 集団回収の手続き	6
○ 書類の記入例	
【資源ごみ回収実施登録届出書】（第1号様式）	8
【資源ごみ回収推進助成金交付申請書】（第5号様式）	9
【資源ごみ回収推進助成金交付請求書】（第9号様式）	10
【委任状】※口座名義が団体または代表者と異なる場合	11
【資源ごみ回収団体代表者等変更届出書】	12
【資源ごみ回収中止（廃止）届出書】（第3号様式）	13
5. 集団回収の対象となる資源ごみ	14
○ 市の助成金交付の対象となるもので、かずさりサイクル協同組合が買い取るもの	
○ 市の助成金交付の対象ではないが、かずさりサイクル協同組合が買い取るもの	
○ 繊維類・レザー類の出し方	
6. 資源ごみ引き取り業者(かずさりサイクル協同組合)一覧	16
【参考資料】	
○ 木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則	17



お問い合わせは
クリーンセンター内の
資源循環推進課
(0438-36-1133)

1. 集団回収とは？

市内の町内会、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA等の団体の自主活動として、各家庭から出る紙類・繊維類・びん類などの資源ごみを、決められた日の決められた場所に集め、市に登録している引き取り業者に引き渡す、収集から積み込み作業までの活動です。

地域団体の皆さんの協力のもと、ごみを減らして資源として生かし、また地域のコミュニティの場としても役立つ活動が集団回収です。

集団回収の目的

- ① 日々のごみに対するリサイクルの意識を高める
- ② 団体加入者のみなさんで、資源を集め、それを引き取り業者に渡す（積み込み）作業までを行うことで、地域コミュニティを育成する

<対象外となるもの>

- ・ 企業や会社など、営利目的で活動している団体
- ・ 回収した資源ごみが企業や会社から出た事業ごみ

※対象外の申請があったことが判明した場合は、助成金を返還していただきます。



地域の人たちと協力して
一緒に作業をすることで、
もっともっと仲良くなってね。

市内の町内会、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA 等で
資源ごみの回収を行う団体

※集団回収のために新たに結成した団体でも登録可能です。

※会社など、営利目的で活動している団体は助成対象外です。



子ども会・PTA



老人会・青年会

日時・場所を決めて
資源ごみを集める



紙類



びん類



繊維類



金属類



その他



① 業者が買い取り

引取り日もしくは後日改めて業者が仕切書を渡し、買い取り代金を支払います。

(対象：上記資源ごみすべて)

【重量(kg)】× 買取単価*

*市況による価格変動あり。

品目によって単価が異なります。

② 市から助成金交付

助成金対象品目は、後日申請することで助成金が支払われます。

(対象：上記資源ごみすべて。

ただし、「金属類」は食べ物や飲み物が入っていたアルミ缶・スチール缶・調理器具、「その他」はビールケースに限ります。)

【重量(kg)】× 3円*

*品目による単価の違いはありません。

2. 集団回収をはじめよう！



○ こんなメリットがあります

- ・ 有料で引き取りますので、グループの活動資金に。
- ・ 地域のコミュニティづくりに役立ちます。
- ・ 子どもの頃からのリサイクル意識の育成や、活動を通じて自主性などを育みます。

<集団回収のはじめかた>

① 資源循環推進課（クリーンセンター内）に相談しよう！

どんな活動なの？何を決めておけばいいの？

はじめる前にご質問ください。制度についてご説明します。

② はじめる前に、みんなで話し合おう！

★ 必ず決める 3つのルール ★
「なにを？ いつ？ どこに？」

● 「なにを？」・・・何を集める？

グループのメンバーによって、集めやすい資源ごみは違ってきます。

集める種類を決めておくと、集める方も出す方も引き渡す際、
わかりやすくなります。

● 「いつ？」・・・いつ集める？

月に〇回、週に〇回など、集める日を決めましょう。

半年に1回、年に1回（例：12月だけなど）でも構いません。

無理のない範囲で活動を継続させるようにしましょう。

※集める作業、積み込み作業等は男性などの力作業が必要となります。

協力できる方のスケジュール、順番制にする場合は順番の確認などを
したうえで、紙に書いておくと良いでしょう！

（回覧板等で使用できて確認が楽になります）

☆ポイント☆

「〇月〇日」とするより「毎月第〇週の〇曜日」とするほうが、
習慣となって多く集まるようです。

● 「どこに？」・・・どこに集める？

メンバーが持ちよりやすく、近隣住民の迷惑にならない場所を選びましょう。

引き取り業者が集めやすいよう、場所は1か所または2か所に集めましょう。

原則、ごみステーションに集めることはできません。

③ かずさりサイクル協同組合に確認して、引き取り業者に電話しよう！

皆さんが集めた資源ごみは「かずさりサイクル協同組合」に加入している業者が引取りに伺います。地区ごとに業者が割り振られていますので、「かずさりサイクル協同組合」に電話して、自分たちの地域の担当業者を確認してください。

かずさりサイクル協同組合 ☎ 0438-37-6770

担当業者を確認したら、その業者に電話して、事前に話し合った計画を相談してください。（16ページ参照）

ご希望の引取り日が他の団体の引き取り予定日となっていたり、ご希望の回収場所では積込み作業が難しいなど、計画の見直しが必要になる場合もあります。

④ 登録手続きをしよう！

引取り業者と話し合い、回収計画が決まったら、「資源ごみ回収実施登録届出書」を作成し、市に届出をしてください（詳しい手続きの流れは6ページ）。

⑤ 集団回収を開始！

集団回収はみんなで協力してやるもの！

だからこそ、活動を開始する前に
いろいろルールを決めておこう。



3. 集団回収を上手に続けていくポイント

○ 目標

助成金を使って子ども会で遠足に行く！など、「〇〇をする費用」にするというわかりやすい目標を立てると、メンバーのやる気UP！！！！

○ 役割分担

- ・グループの一部の人だけに負担がかからないように役割分担を決めましょう。役割を順番にする場合も、はっきりと順番を決めておくといいです。
- ・ごみ分別のリーダーを決め、きちんと分別できているか、しっかりチェック！

○ 家庭でのごみの分別・ごみを束ねる

- ・小学校低学年の子どもたちも、ごみ出しに参加できるように、新聞や雑誌など重量のある資源を、運びやすい大きさに小分けして、集団回収に協力してくれるご家庭もあります。
- ・集団回収専用のごみ箱や置場をつくって、ごみステーションに出すごみと区別しましょう。

○ 引き取り業者と打ち合わせを

- ・回収しやすい分別のしかたや、「こんなものも引き取ってくれるの？」など、疑問があれば、引き取り業者またはかずさリサイクル協同組合に相談してみましょう。

○ 事前のお知らせ

- ・作業の協力について呼びかけて、何人が協力出来るか確認しておきましょう。（当番制の場合は参加の可否を確認しておきましょう。）
- ・回覧板等で地域の皆さんに、回収する場所、時間、品目をはっきりと伝えておきましょう。

○ 回収日当日

- ・当日の朝、児童の皆さんは「お願いします！」とご近所に声をかけてくださいね。
- ・作業する人たちだけでなく、資源ごみを出す人も手伝える範囲でお手伝いしてください。

○ 申請手続きをしっかりと

- ・資源ごみ回収を行ったら、しっかりと申請を出しましょう！
回収を実施した翌月10日が提出の締め切りになります。
※3月回収分の助成金の申請締切のみ、3月末です。ご注意ください！

4. 集団回収の手続き

① 団体の登録

書類

【資源ごみ回収実施登録届出書】（第1号様式）
・回収場所を示した地図を添付

新規に団体を登録する際に提出してください。（8ページ参考）
（登録していない団体の資源ごみ回収は、市の助成の対象になりません。）

② 資源ごみ回収の実施

資源ごみを回収場所に集積し、引取り業者に引き渡します。
必ず、引取り業者から「**仕切書**」を受け取ってください。
（業者によっては後日発行の場合もあります）

③ 助成金交付申請

書類

(1) 【資源ごみ回収推進助成金交付申請書】（第5号様式）
(2) 【資源ごみ回収推進助成金交付請求書】（第9号様式）
(3) 【仕切書】（業者からの伝票：写しでも可能です）
※ 代表者と振込先口座名義が違う場合【委任状】の提出が必要です。

(1)～(3)の書類を、必ず資源ごみ回収を実施した翌月の10日までに提出してください。（9ページおよび10ページ参考）
※3月実施分については、3月31日までに提出してください。

④ 助成金交付決定

【資源ごみ回収推進助成金交付決定通知書】により、各団体に通知します。
※回収実施月の翌月の通知となります。

⑤ 助成金交付

交付請求書で指定された口座に助成金を振り込みます。
回収実施の翌々月の振込みになります。



○ 代表者の名前と違う口座に振り込みたい

書類

【委任状】

代表者と違う名義人の口座に振り込む場合は委任状が必要です。

例①：代表者は会長だけど、口座は会計の名前

例②：団体の口座はないから、口座は会長の個人名義

などの場合です。ご不明な点は資源循環推進課にお問い合わせください。

届出には、代表者および口座名義人の印が必要です。（11ページ参考）

○ 届出事項が変更になったら？

書類

【資源ごみ回収団体代表者等変更届出書】

代表者、口座名義などを変更した場合は提出が必要です。

用紙はクリーンセンターにご用意しています。（12ページ参考）

○ 回収の中止・廃止

書類

【資源ごみ回収中止（廃止）届出書】（第3号様式）

回収を中止、または団体を廃止する場合に提出してください。

用紙はクリーンセンターにご用意しています。（13ページ参考）

★ 書類の提出先は クリーンセンター内資源循環推進課です！

申請書等様式のダウンロードは、木更津市公式ウェブサイトのこちら

<https://www.city.kisarazu.lg.jp>

トップページ＞くらしのガイド＞ごみ・リサイクル＞各種助成金＞資源ごみの集団回収に対する助成金

○書類の記入例

【資源ごみ回収実施登録届出書】（第1号様式）

ご記入ください。

令和●年●月●日

木更津市長 様

必ず記入してください

住所 木更津市〇〇〇1-2
 氏名 木更津 太郎
 電話 23-7111

申請者

必ず記入してください

資源ごみ回収実施登録届出書

資源ごみ回収を実施したいので木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則第5条第1項第1号の規定により次のとおり届け出ます。

団 体 名	〇〇子ども会	団体の人員	50人
回 収 地 区	木更津市〇〇、△△ （「潮見1丁目」「畑沢」など、回収する世帯の方の住んでいる地区）		
回 収 日	毎月第〇土曜日 ※必ず地図を添付してください		
回 収 場 所	○ 箇所（別紙のとおり） 例1：木更津市〇〇〇1-3 〇〇集会所 例2：〇〇自治会ごみステーション 例3：別添巡回ルートのとおり （複数の回収場所を設定し、業者が巡回して引き取る場合など）		
備 考			

【資源ごみ回収推進助成金交付申請書】（第5号様式）

空欄のままでOK！

令和 年 月 日

木更津市長

様

必ず記入してください

申請者

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話木更津市0001-2
00子ども会
木更津 太郎
23-7111

空欄のままでOK！

資源ごみ回収推進助成金交付申請書

資源ごみ回収推進助成金の交付を受けたいので木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

必ず記入してください

交付申請額 _____ 円

回 収 団 体 名	00子ども会		
回 収 地 区	木更津市00、△△		
回 収 人 員	30 人 児童 ・ 生徒 ・ その他（ ）		
実 施 し た 日	令和1年7月7日		
引き渡した業者名 及 び 年 月 日	00商店		令和1年 7月 7日
種 目	総量に対する助成	繊 維 類	kg 円
		紙 類	kg 円
		び ん 類	kg 円
		金 属 類	kg 円
		合 計	kg 円
助 成 金 額	総量に対する助成	(総量) kg×	円= 円

(注) 仕切票の写しは必ず添付してください。

空欄のままでOK！

【資源ごみ回収推進助成金交付請求書】（第9号様式）

令和 年 月 日

木更津市長

様

空欄のままでOK！

必ず記入・押印してください

住所
団体名
代表者氏名

木更津市〇〇〇1-2
〇〇子ども会
木更津 太郎

空欄のままでOK！

資源ごみ回収推進助成金交付請求書

令和 年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定のあった資源ごみ回収推進助成金を
下記のとおり請求します。

空欄のままでOK！

必ず記入してください
支店名(ゆうちょなら店番)を忘れずに！

1 助成金交付請求額 円

口座振替払申出書	
金融機関名及び支店名	木更津 銀行 木更津 支店
預 金 種 目	1 普 通 2 当 座
口 座 番 号	0123456 (必ず7桁です！ゆうちょで8桁の場合は末尾の1は記入不要です。)
フリガナ 口座名義	キサラツ タロウ 木更津 太郎

私が木更津市から受領する代金は、上記の預金口座に振込みくださるようお願いいたします。
なお、この振込みがなされたときは、その金額にかかる債権は消滅したものといたします。

木更津市会計管理者 様

【 委任状 】

委 任 状

必ず代表者の方の
記入・押印を
してください

委任者

住所 木更津市〇〇〇1-2

名称 〇〇子ども会

氏名 木 更 津 太 郎 ㊞

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

木更津市に対する 年 月分から 年 月分における資源ごみ
回収推進助成金の受領に関する一切の権限

必ず口座名義の方の
記入・押印を
してください

受任者

住所 木更津市●●●3-4

名称 〇〇子ども会

氏名 木更津 花子 ㊞

※振込先、口座名義、口座番号は、口座振替払申出書記載のとおり

【資源ごみ回収団体代表者等変更届出書】

ご記入ください。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

木更津市長

様

必ず記入してください

申請者 団体名 **〇〇子ども会**
 住 所 **木更津市〇〇〇1-2**
 氏 名 **木更津 太郎**
 電 話 **23-7111**

資源ごみ回収団体代表者等変更届出書

資源ごみ回収団体（代表者・口座）を変更しますので次のとおり届け出ます。

(1) 代表者変更

団 体 名	〇〇子ども会
	木更津市〇〇〇1-2
	木更津 太郎
	23-7111、090-XXXX-XXXX

団体の代表者の
住所等を記入してください。
電話は日中も連絡の取れる
番号をお願いします。

(2) 口座変更

銀 行 名	木更津銀行	支 店 名	木更津支店
口 座 番 号	1234567	預 金 種 目	普通 ・当座
〇〇コドモカイ カイチヨウ キサラツ タロウ			
〇〇子ども会 会長 木更津 太郎			

振込の指定口座を
記入してください

(※代表者の名前が異なる場合・個人の口座に振込の場合は委任状が必要です)

※口座名義は省略せず、通帳に記載されているとおりに記入して下さい。

【資源ごみ回収中止（廃止）届出書】（第3号様式）

第3号様式（第5条第2項）

ご記入ください。

令和●年●月●日

木更津市長 様

必ず記入してください

住 所 木更津市〇〇〇1-2
申請者 氏 名 木更津 太郎
電 話 23-7111

資源ごみ回収中止（廃止）届出書

資源ごみ回収を中止（廃止）しますので木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

団 体 名	〇〇子ども会
理 由	例： 会員数が減少したことにより、 回収活動の継続が困難となったため。

必ず記入してください。
理由については、
「●月●日に会が解散したため。」など、
資源ごみ回収の廃止理由をご記入ください。

5. 集団回収の対象となる資源ごみ

集団回収の対象となる資源ごみには、「市の助成金交付の対象となるもので、かずさリサイクル協同組合が買い取るもの」と「市の助成金交付の対象ではないが、かずさリサイクル協同組合が買い取るもの」の2種類があります。（2ページ下部の図 参照）

○ 市の助成金交付の対象となるもので、かずさリサイクル協同組合が買い取るもの

分類	品目	出せるもの	出し方ワンポイント
繊維類 レザー類	繊維類	衣類全般・衣類以外の繊維類 (ナイロンなど化学繊維100%でもOKです。)	繊維類・レザー類の出し方は15ページを参照ください。
	レザー類	衣類・鞆などの革製品全般	
紙類	新聞紙	新聞紙・折り込みチラシ	ひもで十文字に縛って出してください。
	雑誌 ・雑紙	週刊誌、漫画本、単行本、ハードカバー（表紙が厚紙の）本、教科書、ビニールクロス（ビニールが接着している柔らかい表紙の）本、シュレッダーごみ等	大きさをそろえて、ひもで十文字に縛って出してください。
	ダンボール	断面が  となっているもの	出すときはひもで縛って出してください。 ロウびき、金・銀色等のダンボールは再生できませんので、出せません。
	牛乳パック	牛乳・ジュースの入っている紙製容器 (内側がアルミ加工されていないもの)	水洗いして、切り開いて、よく乾かしますひもで十文字に縛るか、紙袋に入れて出します。
びん類	生きびん (溶かさずにそのまま再利用できるびん)	・ビールびん (特大・大・中・小びんで、アサヒ・キリン・サッポロ・サントリーの国内メーカーに限る) ・一升びん★ (18ℓびん) は酒・しょうゆびんで、ラベルのついた茶色と緑色のびん ・雑びん★ アサヒ・キリン・サッポロ・サントリー・コカコーラのジュースのびん 18ℓの焼酎びん(底が丸型の無色透明びんに限る。18ℓ以下の焼酎びんは不可。)	緑色の半透明のびん(すりガラス)のびんは出せません。 農薬のびんなど、口に入れられないものが入ったびんは出せません。 中身の入ったびんは出せません。 袋に入れても、入れなくてもOK。 事前に回収用のビールケースを貸し出す業者もあります。ご相談を!
その他	ビールケース	ビール瓶が入っていたビールケース (数量はびん類に含みます。)	びんを中に入れて出してもOK
金属類	アルミ缶	・食べ物や飲み物が入っていた、アルミのマークのついている缶類	アルミは磁石につきません。 
	スチール缶	・食べ物や飲み物が入っていた、スチールのマークのついている缶類 ・口に入れて害のないものが入っていた缶 (清涼飲料水の缶、粉ミルク・サラダ油・お茶・せんべい・クッキー等が入っていた缶)	スチールは磁石につきます。 ★殺虫剤、ペンキのスプレー缶、カセットガスボンベなどは出せません。 
	調理器具	なべ、やかん、フライパン等	詳細は引き取り業者にご確認ください。

○ 市の助成金交付の対象ではないが、かずさリサイクル協同組合が買い取るもの

買取品目	出せるもの
アルミ、スチール製品	サッシ等などのアルミ製品など
鉄くず★	それぞれの地区担当組合員(業者)にご相談ください。
ケース★	一升びんケース、ジュースケース



★マークの品目は、業者によって扱う品目・商品が変わります。

○ 繊維類・レザー類の出し方

ビニール袋に入れて出すか、ひもで十文字に縛って出します。

○ 繊維類・レザー類として出せるもの

繊維類

【衣類】

一般家庭で身につけている衣類は、基本的に、すべて衣類として出せます！

スーツ、帽子（麦わら帽子・制帽を除く）、
靴下、ネクタイ、下着類（ブラジャー・ス
リップ・ガードル・パンツ等） など



【衣類以外の繊維類】

カーテン（レースのカーテン）、シーツ、
タオル・タオルケット、ふとんカバー、
毛布 など



レザー類

革製の衣類、革製のかばん など



× 出せないもの ×

【綿・羽毛の入ったもの】

はんてん、ダウンジャケット、まくら、かけふとん・しきふとん、座布団、
こたつカバー、こたつの下敷き、ぬいぐるみ など

【汚れているもの】

泥・油・ペンキなどで汚れたもの、ペットなどに使用した毛布・タオル、
使用済み雑巾、トイレカバー、じゅうたん、足ふきマット など

【その他】

ベッドマットレス、雨がっぱ、手芸で出たはぎれ、靴、電気毛布 など

6. 資源ごみ引き取り業者（かずさりサイクル協同組合）一覧

No	社 名	住 所	電 話 番 号
1	(有)長田	木更津市八幡台 1-3-7	0438-36-1004
2	君津紙業	木更津市畑沢南 6-8-4	0438-36-7408
3	(有)新栄容器 ★ 木更津営業所	富津市大堀 3-23-11 木更津市大久保 6-21-2	0439-87-6667 090-8946-9869
4	斉藤紙業	富津市篠部 1439-1	0439-87-6787
5	栗花商事	木更津市真里谷 229-1	0438-53-3578
6	(株)佐久間	木更津市潮見 3-10-5	0438-22-7712
7	(有)岡本産業 ★ 木更津営業所	君津市南久保 2-13-24 木更津市江川 1517-8	0439-55-0204 0438-22-5584
8	(有)ミズサワ	木更津市中里 207	0438-23-2527
9	陽光産業(株)	君津市人見 1020	0439-52-1481
10	(株)ハマダ	木更津市潮見 4-14-9	0438-36-7721
11	岡本商店 ★ 木更津営業所	袖ヶ浦市飯富 3539-6 木更津市矢那 3662-6	070-1553-7330 090-6044-7330
12	川本商店	木更津市清見台 2-15-3	0438-22-5452
13	川名商店	富津市岩瀬 1194-7	0439-65-4041
14	小谷商店	君津市二入 467	0439-38-2730
15	(株)鈴条	木更津市潮見 6-29	0438-36-3233
16	宮原商店	君津市西坂田 3-11-4	0439-52-2832

※ 木更津市内に営業所のある業者の連絡先は、★マークが優先です。

かずさりサイクル協同組合：TEL 0438-37-6770
FAX 0438-37-6771



○木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則

平成5年3月31日規則第21号

改正 平成19年3月1日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、市民のリサイクル意識を高めるとともに、資源ごみ回収事業の安定した運営を図るため、資源ごみの回収を行う団体及び資源ごみの引取りを行う組合に対し予算の範囲内において助成金を交付することにより、ごみの減量化及び資源化を推進することを目的とする

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 資源ごみ 繊維類、紙類、ビン類及び金属類等で再生利用できる有価物をいう
- (2) 団体 市内にある町内会、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA等で資源ごみの回収を行う団体をいう
- (3) 組合 再生利用できる物の引取りを業とする者が設立した組合をいう
- (4) 組合員 前号に規定する組合の構成員をいう

(助成対象)

第3条 助成金の対象は、自ら資源ごみの回収を実施した団体及び団体より資源ごみの引取りをした組合とする

(助成種目等)

第4条 助成の対象となる種目、内容及び助成額は、別表のとおりとする

(登録等)

第5条 助成を受けようとする団体及び組合は、あらかじめ次の各号に定める書類により市長に届け出をし登録を受けなければならない

- (1) 団体 資源ごみ回収実施登録届出書（別記第1号様式）
- (2) 組合 資源ごみ引取実施登録届出書（別記第2号様式）

2 前項第1号の規定により登録を受けた団体が回収を中止又は団体を廃止するときは、速やかに資源ごみ回収中止（廃止）届出書（別記第3号様式）により市長に届け出なければならない

3 第1項第2号の規定により登録を受けた組合が引取りを中止又は組合を廃止するときは、速やかに資源ごみ引取中止（廃止）届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない

(助成金の交付申請)

第6条 前条第1項第1号の規定により登録を受けた団体が、助成金の交付を受けようとするときは、資源ごみを組合員に引き渡した証拠となる帳票の写しを添付し、原則として資源ごみを引き渡した日の属する月の翌月10日までに資源ごみ回収推進助成金交付申請書（別記第5号様式）により市長に申請しなければならない

2 前条第1項第2号の規定により登録を受けた組合が、助成金の交付を受けようとするときは、各組合員が回収した資源ごみの実績をとりまとめ、次の各号に定める回収期間に応じてそれぞれ当該各号に定める期日までに資源回収事業育成助成金交付申請書（別記第6号様式）により市長に申請しなければならない

- (1) 4月から6月まで 7月10日
- (2) 7月から9月まで 10月10日
- (3) 10月から12月まで 1月10日
- (4) 1月から3月まで 3月31日

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、資源ごみ回収推進助成金交付決定通知書（別記第7号様式）又は資源回収事業育成助成金交付決定通知書（別記第8号様式）により、申請者に通知するものとする

(交付請求)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、助成金の請求をしようとするときは、資源ごみ回収推進助成金交付請求書（別記第9号様式）又は資源回収事業育成助成金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請又はその他不正手段により助成金の交付を受けた組合又は団体があるときは、概に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる

(報告)

第10条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要と認めるときは、団体及び組合に対して報告させ、又は帳簿その他の物件を調査し、若しくは関係者に説明を求めることができる

(理由の提示)

第11条 市長は、第9条の規定により助成金の全部又は一部を返還させようとするとき又は、第10条の規定により報告、調査及び説明を求めようとするときは、団体又は組合に対して、その理由を示すものとする

(指導)

第12条 市長は、ごみの減量化及び資源化を推進するため団体及び組合に対して必要と認めるときは指導をすることができる

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

別表（第4条）

種目	内容	助成額
団体の総量に対する助成	組合員に有価で引き渡した総量について助成する	重量1 kgにつき 3円
組合の総量に対する助成	団体より有価で引き取った総量に対して助成する	重量1 kgにつき 2円

備考 この表により算定した助成額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする

令和6年度 集団回収のてびき

令和6年3月 作成

木更津市資源循環推進課

〒292-0838 千葉県木更津市潮浜三丁目1番地

Tel : 0438-36-1133

Fax : 0438-36-5374

e-mail : clean@city.kisarazu.lg.jp